

産業厚生建設委員会会議録（令和2年6月18日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 網谷産業民生部長 岩城建設部長
藤田産業民生部理事 澤口建設部参事 結城市民健康セン
ター所長 黒川農林課長 石川市民課長 石川福祉介護課
長 長崎商工水産課長 高倉まちづくり課長 荒俣公園緑
地課長 長瀬上下水道課長 石坂生活環境課主幹 小川観
光課主幹 北島建設課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午前10時00分開会

尾崎委員長 ただいまから、令和2年6月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

浦田竹昭委員、開田晃江委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第25号から議案第28号、議案第31号、議案第33号から議案第36号、議案第38号及
び議案第40号の11議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること
となっております。よって、議案第25号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第2号）、
議案第26号 令和2年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第27
号 令和2年度滑川市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第28号
令和2年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）については、当委員会での説明はし
ないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いをいたします。

（特になし）

尾崎委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

ありませんか。

浦田委員 25-20ページ、事業名、中滑川駅前再開発事業について発言をさせていただきたいなど。本会議で質問すればよかったんですが、複合施設の表現に多少誤解があるように思われますので、確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

私、当局の言う複合施設というのは、地方創生、にぎわいを創出する施設と災害拠点の避難施設という意味合いの複合施設だというふうに理解しているんですが、将来において、3階には行政機関、例えば健康センターとか働く婦人の家が集約統合されるというような複合施設ということで誤解があるように思われるところがありますので、そこを明確にきちんと説明をしておいていただきたいのが1点と、災害拠点施設というのが現在国費の補助事業なんですけども、将来においてその3階、目的外施設あるいは用途外変更というのはできないというふうに私は理解しておりますし、また、県のほうでもそのようにはできませんよということを確認させていただいておるわけですが、それで間違いないかどうか、しっかりと明確に説明をしておいていただきたいなということで、この2点よろしく願いいたします。

岩城建設部長 おはようございます。今ほどの浦田委員のご質問ですけど、複合化につきましては、今ほど申されたとおり、にぎわいと防災拠点の2施設の複合という意味でございます。

今ほど言われました公共施設の統合につきましては、令和元年8月28日開催の産業厚生建設委員協議会においても、市長のほうから市民健康センターや働く婦人の家については引き続き建物を使用するとお答えしております。これまでも、またそのような誤解を招くような発言は行ってないと認識しているところでございます。

市としましては、今ほど申しましたとおり、国の都市防災総合推進事業に該当する防災施設でありますので、現時点で防災の用途以外の用途は考えておりません。

また、本定例会で多く質問のありました避難所でのコロナ対策ですが、避難所の増設は避難者の密集を避ける、あるいは避難施設を分散するもっとも有効な手段とも言われておりますので、これらのことから、繰り返しになりますが、市民健康センターや働く婦人の家との統合は考えておりません。

なお、抜本的な用途は今ほど申し上げたとおり変更をすることは考えておりません

が、平常時には、これも議場でまちづくり課長が答弁しておりますが、公共施設の有効利用の観点から、一時的な会議室や講演会など、規模によっては当該施設を利用するほうが適切な場合も考えられることから、施設の設置条例の中で明記し、にぎわいの創出等にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

あと、今後、用途外の使用についてですけど、制度はあります。用途変更に関する制度はありますが、今ほど申し上げた観点から、現時点では市のほうでは考えておりませんが、整備目的である防災の機能が別に確保された場合など、社会情勢の変化に応じて見直す、検討する 때가来れば、そのときで判断されるものと考えております。

以上です。

浦田委員 そのとおりだろうというふうに思っています。1つだけ確認なんですけど、今ほど既に制度があるということ、私も承知しております。今現在、大義名分は災害拠点避難施設。もしそういう制度を利用する場合は、この大義名分が崩れることになる。ゆえに、逆にその制度を投入する場合は、改めて災害拠点避難施設を造るということになるかというふうに思うわけでありまして。そういう解釈でよろしいですね。新たに避難施設を別途どこかに造らないかということになるんだらうと。逆説から言うたら。ということに理解してよろしいですね。

岩城建設部長 あくまで社会情勢の変化に応じてということで、今、この場で明確な回答はできないというふうに考えております。

浦田委員 それで結構です。

尾崎委員長 ほかに。

開田委員 まず質問から。児童福祉費のお米券なんですけど、ここでいい？ この委員会。子ども課か。分かりました。なーん、どだけすんがかなと思っただけで。それぐらい渡すがかなと思っただけです。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

角川副委員長 中滑川駅の話をする、今回、備蓄倉庫がもともと別の建物にしていたのを2階に移すという形に一体化したわけなんですけれど、それって、今の新しいハザードマップが出て、それを踏まえての移動だったんですか。それとも、もともとは別の計画でそういうがにしとったんかなと。何か今の新しいやつ見ると、中滑川の辺りも3メートルとか浸水するという設定になつとるみたいで、1階部分は使えんのかなと思いつつながら見ていたんですけれど、ちょっと確認させてください。

高倉まちづくり課長 ハザードマップが作成される段階で、その前に備蓄倉庫は2階の計画がありました。その後、ハザードマップが示されたものであります。それで、これも議場で答弁させていただいたんですが、結果的に2階に備蓄倉庫を設けることで、津波や洪水の浸水リスクの軽減が図られるということで考えております。

以上です。

角川副委員長 何か結果オーライというか、何かそんな感じもしますけど、もともとあちらのほうには備蓄倉庫とか田中小学校ぐらいしかないですよ。あと、やっぱり消防署とかそっちのほうばかり固まっていたんで、あそこに新しく建てるというのは必要なことだと思うんですけど、この先、上市川のことを考えると、まともに水の被害を受けるのって有金とかあの辺りになると思うんですね。そっちのほうにも、またこの先備蓄倉庫とかそういったものを造るような考えというか、計画というか、そういう何か案って今のところあるんでしょうか。

高倉まちづくり課長 防災の担当の所管は、備蓄倉庫も含めて総務課の所管になると思います。

角川副委員長 分かりました。

開田委員 1つだけいいですか。この新しい建物の屋上ちゃ上がれるようになってんがけ。避難タワーみたいな意識だと、屋上にちょっとフェンスして、町どうなっとうろかかって見られるような、そういうがもついで、ついでってすみません、あればいいなと思いますが、屋上はどのように、上がれるがか上がれんがか、あるいはフェンスして状況を確認できるようになるのか、避難タワー的な部分でそれを活用したらどうかなと思いますが、いかがですか。

高倉まちづくり課長 基本設計の段階では屋上には上がれない想定であります。太陽光パネルだとかの設置を検討しているものですから、屋上に上がっても眺望スペースは確保しておりません。ただし、今はあくまでも基本設計の段階の話でありまして、今後、今いただいた意見はまた検討させていただきます。

以上です。

開田委員 もし何か本当にあったときに、自分のところどうなっとうろか、町どうなっとうろかというのはこういうところから見れたり、交流プラザから調べたり、見れたりするといいなと思ったんです。また考えてくださいませ。

尾崎委員長 答弁は要らないですか。

上田市長 3階にしたということは、海も山も見えるということのを想定しながらやっていますんで、3階で十分だと思っています。

開田委員 屋上って、周り中、ずーっと周りながら一望できていいかなって。

上田市長 3階から全部一望できます。

開田委員 分かりました。

尾崎委員長 ほかにありますか。

浦田委員 愚問になるかもしれんがだけど、今ほど眺望という話が出ました。3階建ての外壁は何の、材料、材質は何を使われますか？

高倉まちづくり課長 ちょっとお待ちください。

大変お待たせしました。外壁の素材につきましては、押出成形セメント板を使用する予定となっております。

以上です。

浦田委員 外は見えませんよ。

尾崎委員長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第31号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次当局より説明願います。

長崎商工水産課長 それでは、議案集の31-1ページをお願いいたします。

議案第31号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集でご説明させていただきます。

議案資料集8ページをお願いいたします。

条例の改正の理由といたしましては、総務省令により地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が令和2年3月31日に改正されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第3条におきまして課税免除等の対象期間を定めております。その適用期限につきましては、平成32年3月31日から令和4年3月31日までの2年間を延長するものでございます。

その他、引用法令であります租税特別措置法の改正に伴います規定の整理でございます。

9ページのほうに新旧対照表を載せております。

なお、施行期日につきましては公布の日としているところでございます。

以上です。

石川市民課長 それでは、議案集の33-1ページをお願いいたします。

議案第33号 滑川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明につきましては、資料集にてお願いしたいと思います。

資料集の13ページをご覧ください。

まず、1の制定理由につきましては、富山県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正に伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、申請書の受付業務を当該市町村で行うこととなるため、当該条例において所要の改正を行うものでございます。

制定の内容、改正内容につきましては、第2条関係でございます。本市が行う後期高齢者医療に係る事務を示しておりますけれども、それに新たに傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日とするものでございます。

なお、資料集14ページには新旧対照表がついておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集の34-1ページをお願いいたします。

議案第34号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集にて説明をいたします。資料集の15ページをお願いいたします。

まず、制定理由でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するため、当該条例において所要の改正を行うものでございます。

主な制定内容につきましては、まず附則の第4項関係でございますが、対象者といたしまして、国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者としております。これにつきましては、労働者が

休みやすい環境を整備することにより、感染拡大を防止するための制度でございます。

それから、(2)番としまして支給要件でございますが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間としております。

また、(3)としまして、支給額としましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除したものに3分の2を乗じ、支給対象日数を乗じた金額としております。

なお、施行期日につきましては公布の日とするものでございます。

なお、16ページ以降の新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

次に、議案集の35-1ページをお願いいたします。

議案第35号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は資料集にて行います。資料集の18ページをご覧ください。

まず、制定理由につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分等について、所要の改正を行うものであります。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

主な制定内容につきましては、1点目といたしまして、第2条関係でございますが、中間所得者層の負担を考慮し、国民健康保険税の医療分課税限度額を61万円から63万円に2万円を上げる。それから、介護分課税限度額を16万円から17万円に1万円それぞれ上げるものでございます。これによりまして、国民健康保険税の算定に用いる医療分、後期高齢者医療支援金分及び介護分を合わせました課税限度額の最高額は96万円から99万円となるものでございます。

2点目といたしましては、第21条関係でございますが、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、応益保険税である平等割、均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額を変更するものでございます。

詳細につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減では28万円から28万5,000円に、2割軽減では51万円から52万円に変更するものでございます。

3点目といたしましては、第22条関係でございます。新型コロナウイルス感染症の影

響により収入が減少した被保険者等に対し、減免対象期間中の納期限の前に減免の申請ができなかった、やむを得ない理由があると認められる場合に対応するため、期限の特例を設けるものでございます。

なお、施行期日は公布の日としておりまして、今年度の国民健康保険税から適用するものですが、国民健康保険税の減免に係る改正規定部分につきましては、令和2年2月1日に遡及して適用するものでございます。

なお、19ページ以降の新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

私からは以上でございます。

石川福祉介護課長 それでは、議案集の36-1ページをお願いいたします。

議案第36号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は資料集で行います。資料集の23ページをお願いいたします。

改正理由といたしましては、介護保険法の改正により、低所得の高齢者に対する介護保険料の軽減を図るため、平成27年4月から軽減を一部実施しておりましたが、令和元年10月に消費税が10%に引き上げられたことにより、さらなる軽減強化ということで、令和元年度におきましては、令和元年10月から翌3月までの半年分の介護保険料を軽減する改正を行っておりました。今回は、令和2年度の介護保険料につきまして、通年での軽減を実施するため改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、介護保険料率の引下げについてなんですが、対象は市町村民税非課税世帯全体を対象としております。

この非課税世帯を合計所得金額に応じて第1から第3段階の3つに分けておりまして、第1段階の方につきましては、改正前の2万2,200円を1万7,100円に、第2段階の方は3万2,500円を2万3,900円に、第3段階の方は4万6,200円を4万4,500円に改正するものでございます。

施行期日は公布の日となっております。

24ページの新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上です。

長崎商工水産課長 続きまして、議案集38-1をお願いいたします。

議案第38号 不動産の処分についてでございます。

第4期安田工業団地用地におきまして、次の市有地を工業用地として処分したいので、

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

場所、滑川市安田169番1、地目、宅地、面積、6,980.55平方メートル、価格、1億2,564万9,900円、契約の相手方、富山市水橋市田袋291番地の1、株式会社アイカワでございます。

位置図につきましては、資料集の25ページをご覧ください。

本契約の相手方につきましては、昨年、第3区画を売却いたしました同一事業者でございます。売却単価につきましては、第3区画と同一単価で平米1万8,000円でございます。本売却をもちまして、分譲しています4区画が全て完売することとなります。

以上です。

黒川農林課長 続きまして、議案集の40-1ページをお願いいたします。

議案第40号 滑川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意についてであります。

資料集で説明いたします。資料集の27ページをお願いいたします。

1、提案の理由としまして、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、委員の任命に当たっては、認定農業者は原則として委員の過半数を占めることと規定しておりますが、その一方で、市内の認定農業者の数が委員定数の8倍を下回る場合には、議会の同意を得て例外が認められることとなっております。

本市においては、認定農業者が56名であり、委員定数の8倍の64名を下回っていることから、この例外規定の適用が可能であり、令和2年7月に任命予定の委員に関して議会の同意を求めるものであります。

2、内容につきましては、今回、委員候補者8人のうち、認定農業者1人、認定農業者に準ずる者が1人で合わせて2人であり、認定農業者及び認定農業者に準ずる者が過半数の5人に満たないことから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を得て、当該割合を本則で定める過半数から、少なくとも4分の1に引き下げるものであります。

下の参考図でちょっと改めて説明いたします。

農業委員の定数につきましては、条例で8人となっております。

まず、上の段の法第8条第1項の原則においては、過半数の5人が認定農業者でなければなりません、任命予定のうち認定農業者は1人であり、過半数を満たし

ておりません。

そこで、例外規定が設けられております。中段の規則第2条第1号の例外1においては、認定農業者及び認定農業者に準ずる者が過半数の5人以上でなければなりません、任命予定のうち、集落営農組織の役員等の認定農業者に準ずるものを加えても2人であり、過半数を満たしていません。

さらに、下段の規則第2条第2号の例外においては、認定農業者及び認定農業者に準ずる者が4分の1以上であれば認められるというもので、この場合、2人以上の認定農業者及び認定農業者に準ずる者がいれば要件を満たすというものであります。

したがいまして、今回、任命予定の8人のうち、認定農業者及び認定農業者に準ずる者は合わせて2人であり、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を得て、当該割合を本則で定める過半数から少なくとも4分の1に引き下げるものであります。

以上です。

尾崎委員長 では、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ありませんね。

では、質疑を終結いたします。

この後、議員間で討議を行いますので、委員の方は第1委員会室へ移動願います。

当局の方は一旦職場に戻っていただいて、再開につきましては事務局から担当部長を通じてご案内いたします。

(委員、第1委員会室へ移動)

尾崎委員長 それでは、議案第25号について議員間での討議を始めます。

委員の皆さんにお知らせいたします。滑川市議会基本条例第11条の趣旨を踏まえた上で、議論を尽くしていただければと思います。

ただいま浦田委員から、議案第25号の修正案が提出されました。

浦田委員から修正案についての説明をお願いいたします。

浦田委員 ご苦労さまです。

今ほど委員長のほうからもお話がありましたように、私のほうから、今回、議案第25号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第2号）、事業名、中滑川駅前再開発事業に係る4,500万円を削減する修正案を提出させていただきたいと思っております。

その理由について何点か申し上げたいと思います。

これまでの経緯の中で多くの問題点も指摘されているところではありますが、本定例会議会でその問題点や疑問点を幾つか私も質問させていただいたところがございます。しかしながら、その答弁につきましても納得できるものはなく、ますます不信感が募り疑念が増すところであり、そういった中で何点か申し上げたいと思います。

その1つは、提示された変更だらけの基本設計についてです。議会との意見交換や内容検討、議論の場も時間もないまま、市民への説明もないまま実施設計予算案を計上、提案されたことに対して不信感を覚えるものであり、議会軽視と言わざるを得ないというふうに思っております。

2つ目は、基本構想と基本設計では構造物のレイアウト、施設の内容、配置、構造等が大幅に変更され全く異なっており、先般承認された基本構想は何だったのかと、これもまた不信感を覚えるものでございます。

3つ目は、国への補助事業の申請について、変更を前提とした虚偽的な補助申請行為に違和感がありまして、なぜ完成度の高い構想計画を持って申請できないのか、補助、交付金ありきで中身、内容は二の次の事業の進め方で、これもまた不信感を覚えるものであります。

4つ目は、今年度は公共施設等総合管理計画の10年計画の作成年度であり、時代も大きく変わる今日、次の時代を考えると、公共施設の統合・複合化、機能集約、それから施設総量の適正化、施設維持管理経費の削減、そしてまたスクラップ・アンド・ビルドの観点からも、この事業もその大きな枠の中の一つとして位置づけ検討すべきだろうと思われるところでございます。

5つ目は、この施設の維持関係費についてでございますが、全体の年間施設管理固定経費の積算全体像がいまだに不透明なところがあります。昨日、概算が出ましたけども、まだまだそれ以上のものがあるところでもあります。

また、この先、市有施設の維持管理経費の増大が懸念されることから、これに関しましても総合的な検討が必要かと思われるところであります。

6つ目は、テナント、民間事業者の協力についてでありますけども、市場調査を基に、

やはり日常的に人を集める、人に来ていただける環境づくり、人がそこに来なければならぬ仕掛けなどなどの検討が先に必要であって、そしてまた、それらについて民間事業者に情報提供しなければ、民間事業者も判断のしようがないものというふうに思われるところでもあります。

7つ目は、地域防災拠点としての避難施設の位置づけでございますが、新型コロナウイルス感染が終息した後の新しい時代を迎えるに、自然災害だけでなく、感染症対応も考慮した避難施設の在り方を検討する必要があり、また、洪水ハザードマップによると中滑川駅周辺も洪水浸水地域に指定されていることから、避難施設としての場所の選定に問題はないのか、そして万が一浸水した場合、備蓄品の搬入搬出はできなくなり、屋外の防災対策エリアのマンホールトイレやかまどベンチ、設定になっておりますが、これも使えなくなり、浸水地域指定と知りながら、あえて避難施設として設置されることに違和感を覚えるものであります。

8つ目は、基本構想の2階建て構造から大幅に変更され3階建て構造になり、そして、ただオープンスペース、多目的ホールとして利活用されるということでもありますけれども、別途改めて設置する必要があるのか、3階建てに大きく構造変更された根拠並びに利用目的が不明確であるところでもあります。

あわせて、今回の質問にありましたように、当初から海が見え、山が見え、眺望が素晴らしい施設という話がありましたけれども、3階はコンクリート板の外壁でございます。3階からは眺望は望めません。ということも理由の一つでございます。

9つ目は、最後になりますが、基本設計の複合施設が果たして地域住民の要望、ニーズに沿うものなのか、また市民全体に必要で望まれるものなのか、何よりも新型コロナウイルス禍で、厳しい社会状況下で市民の理解が本当に得られるのか疑問に思うところでもあります。

新型コロナウイルス感染の終息後の新しい時代の流れの中で、当市の人口動態、財政状況、公共施設の全体構想、計画等を踏まえた中期的な展望に立って、改めて検討、見直しをする必要があると感じてならないのでございます。

以上、これらの観点から減額修正案を提出するものでございます。

議員各位には適切な判断をいただき、またご賛同賜りますようお願い申し上げます。

提案理由説明と同じであります。ご説明させていただきました。よろしくご意見賜

りたいと思います。

尾崎委員長 今、浦田委員のほうから修正案の説明がございました。これにつきまして各委員のご意見あるいはご質疑を求めたいと思います。

ご意見、ご質疑ありませんか。

冒頭申しましたように、できましたら委員全員にご意見を出していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

開田委員 今ほどの浦田委員の言われることもすごく分かります。いろんなご時世、このコロナも含めて、大変な時代に入っていくだろうというのもすごく分かります。ただ、防災、防災ということで、災害がいつ来るか分からないという部分に関して、もし何年後かに津波が来ました、例えば私がどのような判断をしたかによって、ありやっと思ふことがずーっと心に響くような、そういう防災対策というのはやっぱり一番なんかなという思いをいたしております。これは私の今の思いです。だから、とにかく防災って言われたら、反対するとなかなかできないかな、子どもや孫たちのことを考えてというふうに思ってしまうしております。

私の考えです。

尾崎委員長 ほかにありますか。

中川委員 浦田委員の言われることは多少分かりますが、ともあれ、この施設は防災プラスにぎわい拠点ということでありますので、我々当初から、議会でも特別委員会をつかって県内あるいは県外へ視察をして、その内容から提案もしたわけではありますが、そういったことを考えると、これを否定されると、私たちは今まで何を活動していたのかということ思い出して分らんがです。

したがって、内容的にはやはり防災拠点ということで私はいいいのではないかなと。そして、今回も地域の皆さんの意見もたっぷり聞いておられると思うんですね。報告も聞いていますから。そういったことから言うと、地域の要望もたくさん入っている。そういった内容でありますから、それと先ほど質問された方もおられましたが、屋上を何とか上れるように、こういうような要望もされていますから、やはり一つずつ要望を聞きながら、地域に合った施設を造ろうということになっていくと。

特にあの場所はよく洪水というか川が氾濫して水浸しになるというところだそうですが、計画では下流のほうで河川の改修をするということも言っていますので、その辺も踏まえて、1000年に一度来る洪水では3メートルと言われていますが、1000年に一度

というのは本当にあるのかどうかはつきり分からないという状況でありますから、やはり現在に応じた施設を造るということでは、私は今の当局の説明でいいのではないかなというふうに思っています。

高橋委員 いろいろ開田さんも中川さんも言われるように、浦田さんの言われることも分からんでもないわけですが、ただ、今の時代背景の中で、コロナもそうですが、このコロナの前からも、万が一という場合、この万が一がちゃ大変難しいと思うんですね。明日はや来るやら、今日来るやら、10年後になるやら、20年後になるやら分かんがですが、防災、防災ということで、JAの会館を買い取ったおり、それからずっといろいろな面で、一つも話合いも打合せもしないというような状況ではなかったように思います。

今中川さんも言われたように、地元でも何回もやっておられるようですが、あそこを即、図面の上、また計画でにぎわいがすぐぱっと出て、これだけの利益が出たり予算が出たり市民の有効性ができるというような計画はかなり難しいのではないかと私は個人的には思うのですが、その中で、防災ということになると、そんなないがしろにはできないのではないかと私は思います。

それで、今当局が出している計画とか予算については、必ずしもこれでいいとは言いませんが、まだまだ細かな点、また大まかな点の中でも改善をしてほしいなと思うところがあるのですが、とりあえず、ここでこの修正案を出してしばらく先送りにする、やめるというようなことはやらないほうがいいのではないかと私は思います。

角川副委員長 皆さん言われますように、やっぱり災害というのはいつ起こるか分からないので、それに対する備えというのはやっぱり早いほうがいいと思っておるわけなんです。もともと、さっきも言いましたけど、あの辺で備蓄倉庫みたいのがあるのは田中小学校ぐらいで、あとは健康の森とか消防署とか、そっちのほうから運んでこんと何もありませんよね、あの辺って。そういうのを考えて、一つでも多くのそういった拠点をつくるということはやっぱり必要になってくると思うんです。特にあっち側のほうは、上市川のほうからの水も来る危険性が早月川よりよっぽど高いわけじゃないですかね。だからやっぱり、そういった備えも少しでも早く進めていかんなんらんと思うのです。やっぱり今の新しいハザードマップで、特に海のほうですよ。使えなくなる予定というか、そういった施設が大分出てしまっとなら、やっぱり既存のやつだけだともう間に合わんおそれがあるわけなんです。幸いもう、幸いと言ったらあれですけど、コロナに対する市民の方の意識というのは大分定着してきて、そういった距離を取ったりとかというの

は、一々言わなくても大体皆さんの頭にもう入ってきておると思うんです。だから、今から計画を立てていく上で、改めて当局とそういうのを突き詰めていけば、準備する備品なり何なり、今からでもその辺は話し合う余地はあるとは思いますが、とりあえずこれは進めていったほうがいいんじゃないかなと、一刻でも早いほうがいいんじゃないかなと私は思っています。

尾崎委員長 委員の中で。

開田委員 じゃ、もう一ついい？ もう一回しゃべっても。

尾崎委員長 はい。

開田委員 私、屋上にきちっと塀をして、手すりをあれして、屋上を避難タワーのようにしたらいいという思いがあります。特にここだと、この図面から見ると、北側の海のほう、エールのほうを見るときは窓しかないがいろ？ これ、どうなんがけ。エールの、こっち見ると東側だろ？ このガラス面。

藤名局長 山のほう。

開田委員 山側ね。そしたら、海とか津波とか見るときちゃ、どだけほど窓あるもん？ 3階。

藤名局長 反対側にも窓はあります。

開田委員 同じところ？ 全部？ 全面け。私にすれば、エール側ちゃ、こだけしか窓ないがかなと。

藤名局長 エール側は少ないかもしれないですね。

開田委員 ねえ。要は住宅地、だから外へ出て、そういう避難タワーみたいのを要素としてつけるというかも要望したらどうですか。私の思いは。

尾崎委員長 それはいわゆる、この後の実施設計に当たってということ。

開田委員 こういうものも頭の中に置いて今後進めてもらったらいいなという思いです。

浦田委員 今ほど皆さん方からご意見をお伺いした何点かについて私なりの話をさせていただければ、今ほど最後に開田委員が話された外壁の件、先ほど質問に出ていた外壁はコンクリート壁ですよということなので、ガラスじゃないですよということだけ。さらに眺望はできませんよということだけは申し上げておきます。要望される分はいいんですが、前回の全員協でもありましたが、ガラスの場合、もし地震があったら割れますよという話なので、それが適切かどうか判断して。

それからもう一つ、1000年に一度の洪水なんだと。だからいいなか。これはもともと、

根拠は災害拠点。で、避難施設なんです。3メートルも浸水して果たして避難施設に当たるのかどうか。最初から、根本から発想が間違っている、選定が間違っているんじゃないの？ もう分かっている、ハザードマップでもうここは浸水しますよというのが分かっているにもかかわらず、災害拠点、避難施設としてという前提でやられること自体がナンセンス。ましてや、今ハザードマップでもう既にここは避難施設として使えませんかと何か所かが指摘されている。それはなぜかといったら浸水するから。ここも一緒じゃないの？ という思いがあります。

それから、地域住民の意見と言いますが、基本構想のときは説明会がありました。しかしながら、基本計画ができた段階では、市民のあるいは地域住民の説明会はありません。と同時に、それが発表されてから、少なくとも私の周りの人たちからは、何であんなもの造るの？ という声があります。ましてや、もう一つは、にぎわい創出のテナントの話がございます。過去の例を検証されると分かりますが、あそこにテナントで商売する人、誰か手挙げる人がいるの？ 難しいねって地元の方もたくさん言われます。確かに、喫茶店がありゃいいね、食堂がありゃいいねと言うのは簡単です。行って設置して商売で利益を上げるかどうかというのはまた別物なんです。そういう民間がおられたらおかしいね、いるかねという地元の方々の声も私の周りでは聞いています。ゆえに、私はもう一度再考すべきでしょうということで話させていただいております。

尾崎委員長 今ほど浦田委員から再度説明がありました。流れとしては、この後、いわゆる採決という形になるかと思えます。それで、これはあくまでも仮定ということでありまして、原案が可決された場合、今、何人かの委員の方からのご意見の中に、今後認められたときの、いわゆる実施設計の段階で様々な委員からの提案等を入れていくという意味の附帯決議といいますか、そういうことも可能かなというふうに思うわけでありまして、まず附帯決議をつけるかどうかについてどうでしょうか、皆さんのご意見。

浦田委員 私は附帯決議はつける必要はないと思います。なぜかという、基本構想のときもいみじくも当局が言われたのは、多少の小さい設計変更はあったにしても、大きい変更はありませんと言いながらも、基本構想とはまるっきり違う基本設計になってきたというのが1つ。

基本構想のときも今のような形で修正案を出されて云々言われましたけども、いろいろ注文を出されましたが、注文がなかったことはなかったと思っております。

尾崎委員長 ほかの委員のご意見はどうですか。

中川委員 ともあれ、開田委員が言われたように、屋上に展望台というのを要望しておきやいいと思うんですよ。場所的には、片一方はこの図面から見ると壁になつとるけど、それをカバーできるような展望台を造りやいいがいから、要はもうちょっと底上げしてできるような、そういう要望をされてはどうかなど。

尾崎委員長 底上げですか。

中川委員 この図面からいくと一面壁やから。

開田委員 左側、壁になつとるから。

中川委員 壁を通り過ぎるくらいの高さにすれば。

開田委員 ガラスにするってことけ。

中川委員 そうそう。要は底上げやちゃ。今のこの図面どおりの屋上のスペースだと、片一方が壁でこっちから見えんがいから。

開田委員 ああ、こっち側ね。はいはい。こっち側に太陽光置いてあるから。

中川委員 だから、そいつをちょっこ上げて。

開田委員 要は、避難タワーのように、上へ行って状況を確認できるようなものがあればいいなという思いです。もし本当に水がついたらだよ。

浦田委員 屋上の展望という話も出ました。私は以前、博物館の屋上展望の話をさせていただきました。これは却下されましたけども、あそこをもし屋上展望をやるときは、落下防止、転落防止、設備をしっかりとというのはやらなきゃいけない。

もう一つは、もしそこから自殺者が出た場合、誰が責任を取るのかという話もありました。ゆえに造られませんかという見解。ここで飛び降り自殺でもあったら誰が責任を取れるんですか。ということも一言つけ加えておきます。

中川委員 今の場合、浦田委員の言うとするのは、要は、展望は壁と変わらない位置に柵があるから簡単に降りれるという意味なんや。この図面でいくと、1メートル、2メートル入ってフェンスつけて展望台になつとる。これをちょっと底上げすれば、片一方、壁見えんとずっと向こうが見渡せるようになるということや。そういうがにしないと。

開田委員 太陽光だと、斜めでこうやってずーっと、下くぐれるようになつとらん？ 太陽光、なるがじゃない？

尾崎委員長 パネルですか。

開田委員 パネルを置くでしょ？ でも、そういうところは、災害のときだけ鍵開けて屋上へ上がれるような避難タワー的な部分だとすれば、ある程度高い塀にしてしっかりそ

ういうものどうかね。まあ、あとは考えてください。ごめんなさい。

中川委員 相手は設計者やから、安全性を見ながらちゃんとそれは考えておる。考えてくれると思う。あんたら素人の話、聞いとられんわと。

高橋委員 今回の場合は、防災施設とかそういったようなもので、普通の公共・一般施設と違うので、やっぱりまだまだどうしても必要なものの、基本設計はできたものの、またやるものの附帯決議をやるなりの中で、どうしても必要なもの、こういうものも要るのではないかという附帯決議をきちっと審議してつけたほうが、当局も認めざるを得んがじゃないがかな、防災施設だから。公共施設の場合は、こういうことをやりたい、このほうがいいんだといって押し通すことができて、防災施設等を押し通したら、そこ見たらけ、と言われんにゃならんということがあるので、やっぱり議会側の要望も十分聞いてもらう、また聞かなければならない状況じゃないのかなと私も思います。

尾崎委員長 分かりました。

そうしましたら、附帯決議をつけるかどうかということについては、これはつけるということで、今のご意見を集約するならば、いわゆる屋上の展望台、これはもちろん安全性を考慮した形で、底上げということも出ました。そういうようなことも含めて、避難施設としての、もう少し用途といいますか、そういうところもちょっと加味するというのを検討するような附帯決議をつけるということによろしいですか。事務局、それでまとまりますね。

永田主幹 今の協議の内容を聞いておりました、例えばですけど、今から仮に予算が可決されれば、これから実施設計へ入っていくということになると思うんですが、例えば実施設計に当たっては、議会と協議の上、進めるようにという、あまり具体的にどこどこをどうせいというような内容ではなく、当然協議して進めていくことになると思うんですけど、もう一段階ちょっと附帯決議という形でというぐらいでどうですか。

尾崎委員長 いわゆる可決後に。

永田主幹 もちろん、可決が前提です。

尾崎委員長 可決されて、いわゆる実施設計の内容を進めていく中で、適宜、議会に対して説明会といいますか、開きながら議会の提案とか、そういったものをしっかりと検討していく機会を設けるということですかね。具体的なことは今回の附帯に入れないで、要は、その後のタイミングを見ながら議会に報告、そしてまた議会の意見も取り入れていくというような内容の附帯決議をするといった内容でどうですか。

開田委員 今回は予算審議のことなんで、附帯決議の中ってそういう詳しくは要らないので、今後、今後って、附帯決議なしでもいいがじゃない？ やっぱりつけとかんにゃいかん？

尾崎委員長 今、ですから、浦田委員も言われたように、言うたけど、ふた開けてみたら、な一ん、全然聞いてなかったとかということのないようにということで、可決をするのであれば、それ以降の実施設計の中で、議会に報告、そして議会の……

開田委員 向こうが取り入れる。

尾崎委員長 こういう機会をしっかりと設けて実施設計に挑むというような内容の附帯決議をつける。

開田委員 はい。ならオッケーです。中身まであまりね。

尾崎委員長 ええ、中身ではなくて。そういうことです。

開田委員 でもさ、可決するならばというのがを委員会で決めるのも何か変じゃない？

尾崎委員長 いや、だから……。

開田委員 ねえ。どうですか。可決するならばという表現で附帯決議をつけるがも何か変じゃない？

尾崎委員長 するならばじゃなくて。

永田主幹 これに関しては、もちろんそういう前提でやるというのはおかしいというご意見はそのとおりなんですけど、過去、全く別の議案で同じようなことがあったときに、一応可決前提だからということで、この場では附帯決議については全く協議しなかったんですけども、実際委員会で可決した後、じゃ、もう一回、附帯をつけるかどうか協議しましょうという話になったときに、この場で何も出なかったなかという話になったことが過去あったもんですから、もちろん順番としてはそういう部分はあるんですけども、どうしますかという協議をお願いしておるところです。

浦田委員 いみじくも、私は先ほど附帯決議は附さなくてもいいですよ、と発言をさせていただきました。なぜなら、今開田委員も言われたとおり、修正案の否決を前提で物をしゃべられると。これに関しても違和感を感じる。本来ならば、プロセスから言うたら、まずは委員会を再開していただいて、修正案についての採決を行っていただいて、その後また議員間討議させていただいて、議論されて、どうしますかという結論ならば私は納得できます。

尾崎委員長 今の、要するに、永田主幹も言われたことと一緒になんですけれども、要は、

附帯決議をつけるという前提でというか、可決するという前提で附帯決議云々かんぬんということであれば、手続の話なんだろうと、今おっしゃっておられますから。であれば、今の附帯決議のことについての協議はこれで打ち切るということにして、手続上、いわゆる問題のない手続を経て附帯決議をつけるのであれば、また私のほうで判断しまして、委員の方に附帯決議のことについての協議をさせていただくという形、ステップを踏ませていただければ何ら問題はないというふうに思いますので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

中川委員 ともあれ、今、修正案が出た中でのみんなの意見やから、一々また会議を開かなくても、附帯決議の話も出とったんやから、それを入れればいいんじゃない？

開田委員 私ね、附帯決議いうたら重々しいがで、委員会の中ではこういう意見もあったということをきちっと委員会の流れの中で説明してしまえばいいんじゃない？

尾崎委員長 それは議員間討議の中の……

開田委員 どうせ委員長報告するんでしょ？

尾崎委員長 はい。

開田委員 その委員長報告に、この委員会での話の流れをきちっと織り込んでおけばいいんじゃないですかということをするが。

尾崎委員長 この議員間討議の内容を委員長報告で、本会議の場で報告するということは一応オーケーですね。

永田主幹 大丈夫です。

尾崎委員長 であれば、こういうことも出たので。

開田委員 今後十分考慮してもらいたいという。

尾崎委員長 という意見もあったということ報告すると。

開田委員 でどうですか。そしたらもう一回、附帯決議いうたら重たいんよ。

尾崎委員長 まあ重いという。今、手続的にそうだというのであれば、私は委員長としては、であれば、ちゃんとした手続を踏んで、後から、要するにそういうことのないようにということで申し上げたので、要は、そういった趣旨が伝わる方法としては、委員長報告の中にそういう趣旨のものを言うかですよね。入れるかということ。

開田委員 委員長報告で入れてかんにや分からんもんね。

藤名局長 委員長報告に入れることは可能ですが、ただ、今のこの委員会で、場所を戻って採決をするわけですが、そのときに何も言わないで、いきなり本会議場で委員長報告

でこういうのが出ましたというのはちょっとあれかなと思う。

開田委員 もう一回、今の、例えば提案、何かありますかって聞いてくださいよ。そして、また手を挙げて何とかしてって言えばいいがいろ。例えば中川委員が言われっちゃ、どうせ。かさ上げしてという自分の発想の中で。

尾崎委員長 分かりました。要するに、ちょっと委員会から外れた形での議員間討議の中でいろいろと出たので、この後開く委員会の場で修正案を説明されて、そして、採決の前にまた質疑とかあると思うので、そのときにということ、そういう手続をすればいいということですね。そしたら、委員長報告にもその中身が報告できるということですから。分かりました。

藤名局長 今皆さん言っていた意見をまた……

開田委員 再現フィルムね。

藤名局長 はい。していただければスムーズに行くかなと思います。

尾崎委員長 分かりました。

それでは、これで皆さんのご意見を伺いましたので、この後の流れについて事務局より説明をお願いいたします。

永田主幹 それでは、この後の段取りについてです。

この後、準備もありますので、一旦休憩を取っていただきたいと思います。準備が整い次第、委員会を再開して、まず議案第25号の修正案を当局のほうへ配付いたします。浦田委員より、議案第25号の修正案についての提案理由説明をしていただくという形になります。その後、修正案についての質疑に入ります。質疑を終結した後、全ての議案に対する討論を行います。討論を終結した後に採決に入るという形になります。採決は修正案が出ておりますので、分離採決という形になります。まず、議案第25号の修正案について挙手による採決をいたします。修正案が可決されれば、修正議決した部分を除く原案についての採決となります。修正案が否決された場合につきましては、原案についての採決という形になります。議案第25号の採決後につきましては、その他の議案について一括採決という形になります。先ほど委員長のほうから、ここの会議の内容についてというようなお話もありましたので、タイミングとしては、修正案の質疑の終結の後というような形になるかというふうに思います。

以上です。

尾崎委員長 ただいまの説明に対するご質疑はありますか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、ないようですので、それでは暫時休憩いたします。

修正案提出の準備が整い次第、再開をいたします。では、よろしくお願いいたします。

午前11時28分再開

尾崎委員長 それでは、会議を再開いたします。

当局より追加説明の要請がありましたので説明をお願いします。

高倉まちづくり課長 先ほどの質疑の中で、一部誤解を招いたと思われる部分がありますので、再度ご説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

尾崎委員長 はい、どうぞ、よろしくお願いいたします。

高倉まちづくり課長 先ほどの質疑のやり取りの中で、浦田委員からの質問で、外壁の材質はという質問がございました。そこで私は、押出成形型セメント板というふうに答弁させていただきました。私は5月18日の委員会協議会でこのような図面を提出させていただいており、5月20日にも追加資料としてこのような基本設計の概要資料を提出させていただきました。この図面を見ますと、3階なり2階にも窓が確保されておりまして、窓のレイアウトを変えたつもりは今のところございません。それで、材質のみを答えたものでありまして、眺望は確保されているということを改めてお伝えしたいと思い答弁させていただきました。眺望が確保されていないのではという誤解を招いたものと思われまますので、改めて窓のレイアウトは変えていない、材質だけを答えさせていただいて、眺望は確保されているということを説明させていただきました。

以上です。

尾崎委員長 それでは、浦田委員より、議案第25号についての修正の動議が提出されておりますので、修正案を配付いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

浦田委員 今ほど委員長のほうからお話がありましたように、議案第25号 令和2年度滑川市一般会計補正予算(第2号)、事業名、中滑川駅前再開発事業に係る4,500万円を削減する修正案を提出いたしますもので、その提案理由について申し上げます。

これまでの経緯の中で、多くの疑問点も指摘されてきたところでございますが、今定例会でその疑問点や問題点の幾つかについて私も質問させていただいたところであります。しかしながら、その答弁について納得できるものではなく、ますます不信感が募

り、そしてまた疑念が増すばかりであり、その内容について何点か申し上げます。

その一つは、提示された変更だらけの基本設計について、議会との意見交換や内容検討、議論の場も、時間もないまま実施設計予算案が計上され提案されたことに對し不信感を覚えるものであり、また議会軽視と言わざるを得ないものというふうに思っております。

2つ目は、基本構想と基本設計では、構造物のレイアウト、施設の内容、配置、構造等が大幅に変更され全く異なっており、承認された基本構想は何だったのかと、これはまた不信感を覚えるものであります。

3つ目は、国への補助事業申請について、変更を前提とした虚偽的な補助申請、大いに違和感があり、なぜ完成度の高いしっかりした構想、計画を持って申請できなかったのか、補助、交付金ありきで、内容の中身は二の次の事業の進め方に、これもまた不信感を覚えるものであります。

4つ目は、今年度は公共施設等総合管理計画の10年計画の策定年度であります。時代も大きく変わる今日、次の時代を考えると、公共施設の統合、複合化、機能集約、そして施設総量の適正化、施設維持関係費の削減、そしてまた、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、この事業についても大きな枠の中の一つとして位置づけ、一緒に検討すべきものと思われるのであります。

5つ目は、この施設の維持関係費についてあります。全体の年間施設維持管理固定経費も積算全体像がまだまだ増える可能性もあり不透明なところから、またこの先、市全体の市有施設の維持管理経費の増大が懸念されることから、これもまた総合的な検討が必要かと思われるのであります。

6つ目は、テナント、民間事業者の協力についてでございますが、しっかりとした市場調査を基に、やはり日常的に人を集める工夫、人に来ていただける環境づくり、人がそこに来なければならないような仕掛けなどなど検討が先に必要であって、そして、民間事業者にそれら情報を提供しながら、きちんとして募集しなければ、民間事業者も判断のしようがないのではないかとと思われるところであります。

7つ目は、地域防災拠点としての避難施設の位置づけでございますが、新型コロナウイルス感染が終息した後の新しい時代を迎えるに、自然災害だけでなく、感染症対応も考慮した避難施設の在り方を改めて検討する必要があり、また、洪水ハザードマップによると、中滑川駅周辺も洪水浸水地域に指定されていることから、避難施設として場所

の選定に問題はないのか、そして万が一浸水した場合、備蓄品等の搬入搬出はできなくなるのには目に見えており、屋外の防災エリア、計画されておりますマンホールトイレやかまどベンチも当然使えなくなるものであります。浸水地域指定と知りながら、避難施設として設置されることに違和感を覚えるものであります。

8つ目は、基本構想の2階建て構造から大幅に変更され3階建て構造となり、そして、ただのオープンスペース、多目的ホール等、利活用されるとのことでありますが、別途改めて設置する必要があるのか、そして3階建てに大きく構造変更された根拠並びに利用目的があまりにも不明確な点でございます。

最後になりますが、9つ目は、基本設計の複合施設が果たして地域住民の要望、ニーズに沿うものなのか、また市民全体に必要で望まれるものなのか、また、近年の新型コロナウイルス禍で、厳しい社会状況下で、本当に市民の理解が得られるのか疑問に思うところであります。

新型コロナウイルス感染の終息後の新しい時代の流れの中で、当市の人口動態、財政状況、公共施設の全体構想、計画等を踏まえた中期的な展望に立って、改めて検討、見直しをする必要があると感じるのであります。

以上、これらの観点から減額修正案を提出するものであって、議員各位には責任ある判断をいただき、この修正案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

尾崎委員長 それでは、議案第25号に対する修正案について質疑に入ります。

議案第25号修正案について、ご質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ご質疑がないので、これにて質疑を終結いたします。

先ほどの議員間討議の中で、実施設計に当たっては、防災機能の充実等について議会と協議しながら進めていただきたいといった意見がありましたので、ここで報告をさせていただきます。

引き続き討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

修正案が提出されておりますので、分離して採決を行います。

議案第25号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費（ただし、子ども課所管分を除く）

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費

第2表 地方債補正

まず、本件に対する修正案について、挙手により採決をいたします。

議案第25号の修正案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成多数。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

午前11時39分議決

尾崎委員長 次に、議案第26号から議案第28号、議案第31号、議案第33号から議案第36号、議案第38号及び議案第40号の10議案について採決を行います。

議案第26号 令和2年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 令和2年度滑川市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 令和2年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第31号 滑川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 滑川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 滑川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 不動産の処分について

議案第40号 滑川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに関する同意について

議案第26号から議案第28号、議案第31号、議案第33号から議案第36号、議案第38号及び議案第40号の10議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

尾崎委員長 賛成全員。よって、議案第26号から議案第28号、議案第31号、議案第33号から議案第36号、議案第38号及び議案第40号の10議案については、原案のとおり可決または同意すべきものと決定いたしました。

午前11時41分議決

尾崎委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

(特になし)

尾崎委員長 当局のほうからないようですので、委員のほうから何かありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 では、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時42分閉会